

付 議 第 2 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

高知県教育長 田村 壯児

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「スポーツ健康教育課」を「保健体育課」に改める。

第14条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 公立及び私立の特別支援学校並びに県立中学校の特別支援教育就学奨励費に関すること。

第17条の見出しを「（保健体育課）」に改め、同条中「スポーツ健康教育課」を「保健体育課」に改め、同条第7号から第9号までを削り、同条第10号中「体育関係団体」を「学校体育関係団体」に改め、同号を同条第7号とし、同条第11号から第17号までを削り、同条第18号中「、体育及びスポーツ」を「及び学校体育」に改め、同号を同条第8号とする。

第20条第2号中「及びスポーツ」を削り、同条第3号を削り、同条第4号中「スポーツ、」を削り、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 青少年センターの利用によるスポーツの振興に関すること。

第20条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とする。

第40条の表高知県スポーツ推進審議会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第14条中第11号を第12号とし、第10号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成29年3月31日現在において、スポーツ健康教育課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、現に有する職名をもって、保健体育課に勤務を命ぜられたものとする。

（高知県教育公務員の長期研修に関する規則の一部改正）

- 3 高知県教育公務員の長期研修に関する規則（昭和42年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改める。

第9条第2項第1号中「スポーツ健康教育課長」を「保健体育課長」に改める。

参考資料 1

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

平成 29 年度の組織改正により、競技力の向上、生涯スポーツの推進などのスポーツ関連施策を総合的、一体的に展開するため、スポーツ健康教育課及び青少年センターの所管する学校体育以外の「競技スポーツ・生涯スポーツ」に関する業務を知事部局（文化生活スポーツ部スポーツ課）に移管し、スポーツ健康教育課を保健体育課に改称することなどに伴い、必要な改正をしようとするものである。

目次

第1章 総則(第1条-第5条)
 第2章 事務局
 第1節 課及び事務所の設置並びに名称等(第6条-第8条)
 第2節 分掌事務
 第1款 課の分掌事務(第9条-第18条)
 第2款 事務所の所掌事務(第19条-第20条)
 第3章 教育機関
 第1節 教育センター(第21条-第23条)
 第2節 幡多青少年の家(第24条-第25条)
 第3節 県立図書館(第26条-第27条)
 第4節 心の教育センター(第28条-第29条)
 第4章 連絡調整機関(第30条-第31条)
 第5章 プロジェクトチーム(第32条-第34条)
 第6章 職制(第35条-第39条)
 第7章 附属機関(第40条)

付則

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

本則

第2章 事務局
 第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

(課及びその内部組織)

第6条 事務局に課として、教育政策課、教職員・福利課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、新図書館整備課、文化財課、スポーツ健康教育課及び人権教育課を置く。

2 略

目次

第1章 総則(第1条-第5条)
 第2章 事務局
 第1節 課及び事務所の設置並びに名称等(第6条-第8条)
 第2節 分掌事務
 第1款 課の分掌事務(第9条-第18条)
 第2款 事務所の所掌事務(第19条-第20条)
 第3章 教育機関
 第1節 教育センター(第21条-第23条)
 第2節 幡多青少年の家(第24条-第25条)
 第3節 県立図書館(第26条-第27条)
 第4節 心の教育センター(第28条-第29条)
 第4章 連絡調整機関(第30条-第31条)
 第5章 プロジェクトチーム(第32条-第34条)
 第6章 職制(第35条-第39条)
 第7章 附属機関(第40条)

付則

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

本則

第2章 事務局
 第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

(課及びその内部組織)

第6条 事務局に課として、教育政策課、教職員・福利課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、新図書館整備課、文化財課、保健体育課及び人権教育課を置く。

2 略

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

(特別支援教育課)

第14条 特別支援教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公立の特別支援学校の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。
- (2) 退職手当管理機関に関すること(公立の特別支援学校の教職員であった者が退職をしたもの(当該者の遺族等を含む。)に係るものに限る。)
- (3) 県立の特別支援学校の教科用図書採択及び教材教具に関すること。
- (4) 公立の特別支援学校の就学及びその指導に関すること。
- (5) 義務教育費国庫負担金(特別支援学校分)の事務に関すること。
- (6) 県立の特別支援学校及び小中学校に設置された特別支援学級の教育課程、学習指導その他特別支援教育に関する専門的事項の指導に関すること。
- (7) 公立の特別支援学校の芸術文化の振興に関すること。
- (8) 高知県立特別支援学校自活訓練棟に関すること。
- (9) 発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童生徒の教育に関すること。
- (10) 公立の特別支援学校の設置及び廃止並びに課程等の設置及び廃止に関すること。

(11) 公立及び私立の特別支援学校並びに県立中学校の特別支援教育就学奨励費に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、公立の特別支援学校に関することでの他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

(保健体育課)

第17条 保健体育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校保健及び健康教育に関すること。
- (2) 学校給食及び食育に関すること。
- (3) 高知県学校保健会及び高知県学校給食会に関すること。
- (4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (5) 学校体育に関すること。

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

(特別支援教育課)

第14条 特別支援教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公立の特別支援学校の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。
- (2) 退職手当管理機関に関すること(公立の特別支援学校の教職員であった者が退職をしたもの(当該者の遺族等を含む。)に係るものに限る。)
- (3) 県立の特別支援学校の教科用図書採択及び教材教具に関すること。
- (4) 公立の特別支援学校の就学及びその指導に関すること。
- (5) 義務教育費国庫負担金(特別支援学校分)の事務に関すること。
- (6) 県立の特別支援学校及び小中学校に設置された特別支援学級の教育課程、学習指導その他特別支援教育に関する専門的事項の指導に関すること。
- (7) 公立の特別支援学校の芸術文化の振興に関すること。
- (8) 高知県立特別支援学校自活訓練棟に関すること。
- (9) 発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童生徒の教育に関すること。
- (10) 公立の特別支援学校の設置及び廃止並びに課程等の設置及び廃止に関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、公立の特別支援学校に関することでの他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

(スポーツ健康教育課)

第17条 スポーツ健康教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校保健及び健康教育に関すること。
- (2) 学校給食及び食育に関すること。
- (3) 高知県学校保健会及び高知県学校給食会に関すること。
- (4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (5) 学校体育に関すること。

(6) 児童生徒の体力向上に関すること。

(7) 学校体育関係団体の育成及び指導に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、学校保健、学校給食及び学校体育に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第2款 事務所の所掌事務

(青少年センター)

第20条 青少年センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 青少年の研修会及び講習会の開催、展示等に関すること。

(2) 青少年活動_____に関する資料の収集、作成及び広報に関すること。

(3) _____レクリエーション等に関する相談及び指導に関すること。

(4) 青少年センターの利用によるスポーツの振興に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、青少年センターの運営に関すること。

(6) 児童生徒の体力向上に関すること。

(7) 生涯スポーツの振興に関すること。

(8) 総合型地域スポーツクラブに関すること。

(9) 高知県スポーツ推進審議会に関すること。

(10) 体育関係団体の育成及び指導に関すること。

(11) 競技力向上に関すること。

(12) 国民体育大会に関すること。

(13) 高知県体育協会に関すること。

(14) 高知県立県民体育館に関すること。

(15) 高知県立武道館に関すること。

(16) 高知県立弓道場に関すること。

(17) 高知県スポーツ振興財団に関すること。

(18) 前各号に掲げるもののほか、学校保健、学校給食、体育及びスポーツに関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第2款 事務所の所掌事務

(青少年センター)

第20条 青少年センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 青少年の研修会及び講習会の開催、展示等に関すること。

(2) 青少年活動及びスポーツに関する資料の収集、作成及び広報に関すること。

(3) スポーツ医科学に関すること。

(4) スポーツ、レクリエーション等に関する相談及び指導に関すること。

(5) スポーツに関する調査及び研究に関すること。

(6) スポーツ指導者の研修に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、青少年センターの運営に関すること。

第7章 附属機関

(附属機関)

第40条 附属機関の名称、担任事務及び所管課は、次の表に定めるとおりとする。

名称	担任事務	所管課
高知県幼保連携型認定こども園審議会	略	幼保支援課
高知県教科用図書選定審議会	略	小中学校課
高知県産業教育審議会	略	高等学校課
高知県社会教育委員	略	生涯学習課
高知県生涯学習審議会	略	生涯学習課
高知県立図書館協議会	略	新図書館整備課
登録審査委員	略	文化財課
高知県文化財保護審議会	略	文化財課
高知県いじめ問題調査委員会	略	人権教育課

第7章 附属機関

(附属機関)

第40条 附属機関の名称、担任事務及び所管課は、次の表に定めるとおりとする。

名称	担任事務	所管課
高知県幼保連携型認定こども園審議会	略	幼保支援課
高知県教科用図書選定審議会	略	小中学校課
高知県産業教育審議会	略	高等学校課
高知県社会教育委員	略	生涯学習課
高知県生涯学習審議会	略	生涯学習課
高知県立図書館協議会	略	新図書館整備課
登録審査委員	略	文化財課
高知県文化財保護審議会	略	文化財課
高知県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課
高知県いじめ問題調査委員会	略	人権教育課

新 対 照 表

新 高知県教育公務員の長期研修に関する規則(抜粋)

旧 高知県教育公務員の長期研修に関する規則(抜粋)

<p>本則 (選考委員会) 第9条 研究生及び留学生候補者を選考させるため、教育委員会に研究生 留学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。 2 選考委員会の委員は、学識経験者の中から教育委員会が委嘱する者のほ か、次に掲げる職にある者をもって充てる。 (1) 教育次長(指導の事務を分掌するもの)をいう。次条第1項において 同じ。)、教育政策課長、幼保支援課長、小中学校課長、高等学校課 長、特別支援教育課長、スポーツ健康教育課長及び人権教育課長 (2) 教育センターの所長及び各部長並びに心の教育センター所長</p>	<p>本則 (選考委員会) 第9条 研究生及び留学生候補者を選考させるため、教育委員会に研究生 留学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。 2 選考委員会の委員は、学識経験者の中から教育委員会が委嘱する者のほ か、次に掲げる職にある者をもって充てる。 (1) 教育次長(指導の事務を分掌するもの)をいう。次条第1項において 同じ。)、教育政策課長、幼保支援課長、小中学校課長、高等学校課 長、特別支援教育課長、保健体育課長及び人権教育課長 (2) 教育センターの所長及び各部長並びに心の教育センター所長</p>
---	---

